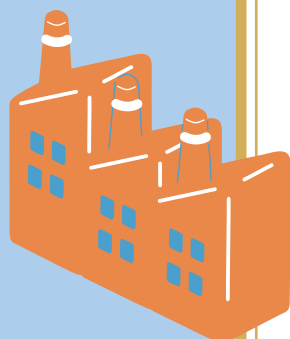


立地するなら  
岡山県矢掛町へ！

# 岡山県矢掛町 企業立地ガイド

YAKAGE BUSINESS INVESTMENT GUIDE



矢掛町企画課

# 立地するなら岡山県矢掛町へ！

矢掛町は岡山県南西部に位置し、今なお旧宿場町の面影を残した歴史のまちです。

温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、地震、台風などの災害が少なく、豊かな水資源にも恵まれています。また、国道486号が東西に走り、山陽自動車道の笠岡・鴨方・玉島の各インターチェンジへは、約30分以内で接続できるなど、交通のアクセスにも優れています。

## 交通アクセス

### ■ 高速自動車道 IC から近い



#### 自動車

- 鴨方 IC から約 20 分
- 玉島 IC から約 25 分
- 笠岡 IC から約 30 分
- 倉敷駅 から約 35 分
- 新幹線 岡山駅 から約 1 時間
- 新幹線 新倉敷駅 から約 25 分
- 岡山空港 から約 50 分



#### 鉄道

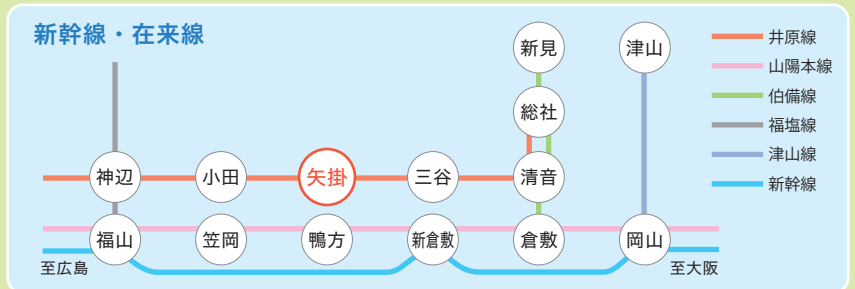
- 岡山駅 から約 50 分
- 倉敷駅 から約 35 分
- 新倉敷駅 から約 50 分
- 清音駅 から約 20 分
- 福山駅 から約 50 分
- 神辺駅 から約 30 分



### ■ 通勤にもちょうどいい

町内には製造業事業所があるほか、倉敷市や広島県福山市のベッドタウンとしても便利です。

—通勤可能なエリア(車で1時間以内)—  
(岡山市、倉敷市、総社市、高梁市、笠岡市、井原市、広島県福山市など)



## 地価が安い

路線価(宅地)が **21,910円/m<sup>2</sup>** (R6公表 矢掛町市街地)





# 矢掛町の基本データ 令和8年2月28日現在

●面積 **90.62**km<sup>2</sup> ●人口 **12,799**人 ●世帯数 **5,495**世帯

## 住環境



### 安心・安全の住みやすいまち

矢掛町中心部には公共施設や店舗がコンパクトにまとまっており便利です。

### 充実した子育て支援・教育環境

結婚から出産・子育て・就学に至るまで切れ目のない支援を整えています。恵まれた環境で安心して子育てができます。

### 暮らしの情報

#### 買い物

町の中心部である商店街には、様々な商店や飲食店があります。また、国道 486 号沿いにはスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなどの商業施設が充実しています。農産物直売所も数か所あり、町内で採れた新鮮な食材を購入できます。



#### 病院

町内には、緊急時に対応できる矢掛町国民健康保険病院（総合病院）をはじめ、内科、外科、小児科など 8 院あります。また、日曜・祝日は当番医が対応するなど、安心して医療を受けられる体制が整っています。



#### 子育て・教育

町内には、子育て支援センター、保育園 3 園、認定こども園、小学校 7 校、中学校 1 校、高等学校 1 校（普通科・地域ビジネス科）があります。保育園・こども園・小中高等学校が連携し、生活・学習規律等についても、一貫した教育を行っています。



## 自然環境

### 晴れの国おかやま！

雨の少ない温暖な気候に恵まれています。

### 自然災害が少ない

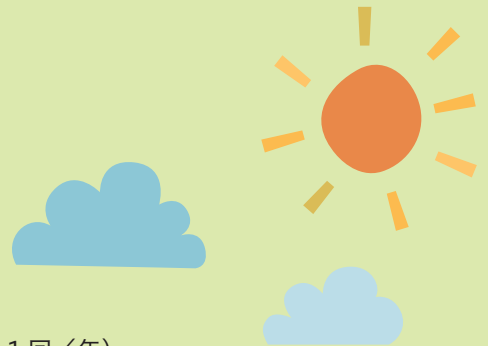
台風や集中豪雨などの風水害や積雪の影響が少なく、安定した気候です。

### 地震が少ない

過去 10 年間（2015.4.1 ~ 2025.3.31）の震度 3 以上発生回数 1 回（0.1 回/年）

### 良質で恵まれた水資源

矢掛の町を東西に流れる小田川をはじめとする、良質な水資源があります。



# 企業立地に対する充実した支援制度

## ■ 矢掛町企業立地促進奨励制度

町内への企業立地を促進し、地域産業の活性化と雇用の創出を図るため、工場等の新增設を行った事業者に対し、奨励金を交付します。

区 分		製造工場	研究所等	物流施設	
交付要件	建設に着手する時期	新 設	新たに土地を取得し、工場等を建設する場合。 土地取得後3年以内に建設に着手。ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた取扱いとします。		
		増 設	既存の敷地内で新たに工場等を建設する場合。 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手。		
	公的団地用地	面 積 1,000㎡以上			
	民有地	面 積	3,000㎡以上	2,000㎡以上	対象外
固定資産投資額		【大企業】 2億円以上 【中小企業】 1億円以上	【大企業】 2億円以上 【中小企業】 1億円以上	対象外	

## 土地奨励金・家屋奨励金・設備奨励金

種 類		土地奨励金	家屋奨励金	設備奨励金	
使 途		土地の取得	工場等の取得整備	機械設備の設置	
奨励対象経費		土地の取得に要する経費	設備投資（家屋）に要する経費	設備投資（償却資産）に要する経費	
奨励金額		土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額に交付率を乗じて得た額	家屋に係る固定資産評価額に交付率を乗じて得た額	償却資産の取得額に交付率を乗じて得た額	
交付率等	新 設 ※増設の場合は新設の1/2	公的団地用地	交付率 5%	5%	5%
		限度額	土地奨励金と家屋奨励金と設備奨励金の合計額 5億円		
	民有地	交付率	2.5%	2.5%	2.5%
		限度額	土地奨励金と家屋奨励金と設備奨励金の合計額 2億5千万円		
交付方法	交付決定額が1億円以上		5か年での分割交付		
	交付決定額が1億円未満		一括交付		



たくさんの  
企業に来て  
ほしいっぴ

## 雇用促進奨励金・水道助成金 矢掛町独自施策

種 類		雇用促進奨励金	水道助成金
使 途		雇用の促進	上水道の使用
奨励対象経費		操業開始に伴う新規雇用に必要な経費	操業開始後（増設の場合は、増設を完了した後）3年間の上水道料金
奨励金額		新規常用雇用の居住地別に、1人当たり下欄の金額を乗じて得た額	上水道料金に相当する額（増設の場合は、過去1年間の水道料金を超えた部分）
交付率等	新設・増設	公的団地用地	算定額
		町内居住者	
	町外居住者	<b>50,000</b> 円/人 (障害者は100,000円/人)	
	民有地	町内居住者	算定額
町外居住者		<b>150,000</b> 円/人 (障害者は300,000円/人)	
限度額		<b>300</b> 万円	年間 <b>50</b> 万円
交付方法		一括交付	3年間分まで各年一括交付

## ■ 矢掛町社宅整備促進補助金 矢掛町独自施策

町内事業者の皆様が従業員向けの社宅を建設する際の費用を補助します。

### 補助金の交付額

補助対象社宅の建築物用途区分	用途の概要等	算定基準
一戸建ての住宅	他の住戸と壁や床を共有しない1棟の独立した建築物で、専用の居住室・台所・便所及び出入口を有しているもの。	<b>200</b> 万円/住戸
長屋・共同住宅	2以上の住戸があるもの。	
寄宿舎	学校、事務所、病院、工場等に附属して設けられる居住施設で、共同生活の実態を備えている施設。	<b>200</b> 万円/棟 + ( <b>100</b> 万円 × 住室数)

※ いずれの用途区分も、1棟あたり1,200万円を上限とする。



## ■ 固定資産税の課税免除

町内に工場や事業所を新設・増設した事業者に対し、新たに課税されることとなる固定資産税を申請により資産取得後新たに課税される年度から3年間免除（または軽減）します。

<b>適用条例</b>	矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例
<b>対象資産</b>	土地、家屋、償却資産（機械及び装置）	土地、家屋、償却資産（構築物のみ）
<b>措置内容</b>	課税免除（3年間）	課税免除（3年間）
<b>対象業種</b>	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者（主務大臣の確認を受けたものに限る）
<b>対象要件</b>	(1) 取得価額 資本金の規模に応じ500万円以上 (2) 取得期日 令和9年3月31日まで (3) その他 土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があること	(1) 地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画の承認を受けたもの (2) 土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る (3) 令和10年3月31日まで

## ■ 固定資産税の不均一課税（軽減措置）

<b>適用条例</b>	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例	
<b>対象資産</b>	土地、家屋、償却資産（構築物、機械及び装置）	
<b>措置内容</b>	不均一課税（3年間）	
	<b>【移転型】</b> 東京23区から本社機能を移転する場合 1年目…課税免除（⇒税率0%） 2年目…通常の1/4（⇒税率0.35%） 3年目…通常の1/2（⇒税率0.7%）	<b>【拡充型】</b> 東京23区以外からの本社機能移転や地方にある本社機能を拡充する場合 1年目…課税免除（⇒税率0%） 2年目…通常の1/3（⇒税率0.467%） 3年目…通常の2/3（⇒税率0.933%）
<b>対象要件</b>	(1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下、「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けていること ※特定業務施設（本社機能） <b>【事務所】</b> 調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他の管理業務（総務・法務・人事等）部門を有する事務所 <b>【研究所】</b> 研究開発において重要な役割を担うもの <b>【研修所】</b> 人材育成において重要な役割を担うもの (2) 特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特定業務施設を新設又は増設し、その施設のための対象資産であること (3) 土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があること (4) 対象資産取得総額3,800万円以上（租税特別措置法に定義する中小企業者1,900万円以上） (5) 令和10年3月31日までに岡山県知事から特定業務施設整備計画の認定を受けたもの	

## ■ 岡山県企業立地の優遇制度

詳細については岡山県産業労働部 企業誘致・投資促進課までお問い合わせください。

- ① 岡山県大型投資・拠点化促進補助金
- ② 新岡山県企業立地促進補助金
- ③ 新岡山県物流施設誘致促進補助金
- ④ 岡山県本社機能移転促進補助金  
岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金
- ⑤ 岡山県支店等新規開設促進補助金
- ⑥ 岡山県再投資サポート補助金
- ⑦ 地域未来投資促進法による支援

その他 県税（不動産取得税及び法人事業税）課税免除などの特例

※特例を受けるには一定の要件を満たす必要があります。事前に備中県民局税務部へ確認をお願いします。

## ■ 必要な土地へのワンストップサービス

矢掛町役場の職員が、土地規制に関する手続や住民説明などを企業と一緒にやって行きます。  
町外からの進出や事業規模の拡大を検討されている企業の皆様を、手厚くサポートいたします。

企業立地の  
ご相談  
お問い合わせ

矢掛町

### 矢掛町 企画課

〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛 3018

TEL 0866-82-1057 FAX 0866-82-1454

問い合わせフォーム <https://logoform.jp/form/Tssv/872712>



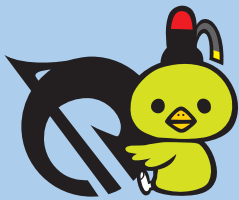
岡山県

### 岡山県産業労働部 企業誘致・投資促進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL 086-226-7374/7389 FAX 086-226-7800





# 岡山県矢掛町 企業立地ガイド

YAKAGE BUSINESS INVESTMENT GUIDE



発行

2026.4

## 矢掛町企画課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

